

デジタル Ponta カード特約

第1条（目的、定義）

1. このデジタル Ponta カード特約（以下「本特約」といいます。）は、株式会社ロイヤリティマーケティング（以下「当社」といいます。）が会員に対し提供する、アプリケーション等をインストールすることで会員の使用するスマートフォン等の端末を「デジタル Ponta カード」の名称で会員証として用いることができるようにするサービス（これに関連して当社が提供するウェブサイト、ソフトウェア、アプリケーション、プロダクト、ドキュメントその他一切の製品及びサービスを含み、以下「本サービス」といいます。）を利用する場合の諸条件を定めるものです。
2. 「本ソフトウェア」とは、本サービスに関連して当社が「デジタル Ponta カード SDK プログラム」の名称で提供するソフトウェア（今後のバージョンアップ等の際に新たに提供されるソフトウェアを含みます。）をいいます。
3. 本特約に定めのない事項は、Ponta 会員規約、「個人情報の取り扱いについて」その他の当社の定める規定（以下「Ponta 会員規約等」といいます。）に従います。なお、本サービスが、当社以外の第三者の提供するアプリケーション等において提供される場合は、当該第三者の定める規定にも従う必要がございます。

第2条（本サービスの利用）

1. 本サービスは、共通ポイントプログラムの会員で、本サービスを利用するための当社所定の手続きを行った会員が利用することができます。
2. 会員は、本ソフトウェアがインストールされたアプリケーション等を会員の使用する端末にインストールすることその他当社所定の手続きを行っていただくことにより、デジタル Ponta カードを、本特約及び Ponta 会員規約等の定めに従い、Ponta 会員規約に定める会員証としてお使いいただけます。なお、本サービスを利用するにあたり必要となる機器のご準備やインストール等の手続きについては、会員の費用と責任で行ってください。
3. 会員は、善良なる管理者の注意義務をもってデジタル Ponta カードとして使用できる端末を保管するものとし、その他デジタル Ponta カードの管理に関しては Ponta 会員規約第一章第2条第2項以下の規定に従います。また、会員は、インターネットを利用することによるセキュリティ上のリスクを十分理解した上、自身の責任と判断に基づいてコンピュータウイルス、マルウェア及びフィッシング対策並びにパーソナルファイヤーウォールの設定等、利用するインターネット閲覧環境において適切なセキュリティ対策を講じなければなりません。
4. デジタル Ponta カードとして使用できる端末を紛失・盗難等された場合は、Ponta 会員規約第一章第6条の規定に従い、Ponta 会員規約末尾の Ponta カスタマーセンターまでお申し出ください。
5. 一部、デジタル Ponta カードをご利用いただけないポイントプログラム参加企業、店舗があります。デジタル Ponta カードをご利用いただけるポイントプログラム参加企業、店舗は、Ponta

のウェブサイト等にアクセスしていただくことその他別途当社が定める方法で確認することが可能です。

第3条（本サービスの提供）

1. 当社は、本サービスの提供を受けることができる会員を、会員登録の有無、年齢、ご本人確認の有無その他当社が必要と判断する条件を満たした会員に限定することができます。
2. 当社は、本サービスの提供に際して、会員に対し、当社及びポイントプログラム参加企業が適切と判断した企業の広告やクーポン等を表示することができます。
3. 再発行等により会員証の番号が変わったときは、本サービスを利用するにあたって、当社所定の手続きを行っていただくことが必要な場合があります。
4. 当社は、当社が必要と判断する場合、あらかじめ会員に通知することなく、いつでも、本サービスの提供を一時停止又は終了することができます。
5. 当社は、本サービスに事実上又は法律上の瑕疵（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティ等に関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害等を含みますが、これらに限りません。）がないことを保証しておりません。当社は、会員に対して、かかる瑕疵を除去して本サービスを提供する義務を負いません。

第4条（本ソフトウェアについて）

本ソフトウェア（本ソフトウェアに含まれているコンテンツ、個々の情報、商標、画像、広告、デザイン等を含みます。）に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含みます。）その他の知的財産権等（発明、考案、意匠、商標、著作物、営業秘密その他の知的財産（知的財産基本法第2条第1項に規定する知的財産をいいます。）及び知的財産に関して法令に定められた権利又は法令上保護される利益に係る権利をいいます。）は、当社もしくは当該コンテンツ等を創作した著作者又は著作権者等に帰属しています。

第5条（禁止行為）

会員は、本サービスの利用に際して、Ponta 会員規約等に定めるほか、次の各号に定める行為を行ってはなりません。会員が次の各号に定める行為を行った場合は、Ponta 会員規約等の定めに従い、当社は、デジタル Ponta カードを含む会員証の使用を停止、又は会員から除名し、当該時点のポイント残高の全てを取り消すことがあります。

- （1）本ソフトウェアの全部又は一部を複製すること。
- （2）本ソフトウェアに属する機能、文書、プログラムのソースコードの全部又は一部を改変すること。
- （3）本ソフトウェアの全部又は一部を逆アセンブル、逆コンパイルすることその他本ソフトウェアのプログラムの全部又は一部の内容の解読を行う又は試みること。

- (4) 本ソフトウェアを宣伝や商用・勧誘に利用し、又は不正の目的をもって利用すること。
- (5) 本ソフトウェア又は接続しているサーバーの動作若しくはネットワーク通信を妨害又は混乱させる行為を行う又は試みること。
- (6) 第三者の会員証若しくは会員 ID 番号又は不正に作出した会員 ID 番号を使用して本サービスを利用すること。
- (7) 本サービス提供の目的と異なる目的で本サービスを不正に利用すること。
- (8) デジタル Ponta カードにおいて表示されるバーコード等を、カメラによる撮影その他の方法により複製し、利用すること。
- (9) 当社が本サービスに関連して提供する特典等を不正に享受する行為を行う又は試みること。
- (10) コンピュータウイルス、スパムメールその他の送信等、本サービスの提供を妨害し、又はその支障となる行為を行う又は試みること。
- (11) 法令、裁判所の判決、決定若しくは命令又は法令上拘束力のある行政措置に違反する行為を行う又は試みること。
- (12) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある行為を行う又は試みること。
- (13) 本ソフトウェアを第三者に譲渡、貸与又は使用許諾することその他の当社若しくは第三者の権利（著作権、商標権、特許権等の知的財産権、名誉権、プライバシー権、その他法令上又は契約上の権利を広く含みますが、これらに限りません。）を侵害する行為又はそのおそれのある行為を行う又は試みること。
- (14) 当社による本サービスの運営、本サービス参加店舗若しくは企業への業務妨害行為、又は他のお客様による本サービスの利用を妨害し、又はこれらに支障を与える行為を行う又は試みること。
- (15) 上記各号のいずれかに該当する行為を援助又は助長すること。
- (16) その他、当社が適切ではないと判断する行為を行うこと。

第6条（免責）

1. 会員、ポイントプログラム参加企業その他当社以外の第三者に起因する事情により本サービスが提供できない場合、当社は本サービスを提供する義務を負いません。
2. 本サービスの利用に際して、当社及びポイントプログラム参加企業は、本特約及び Ponta 会員規約等に定めるほか、次の各号に該当する損害について、一切の責任を負いません。
 - (1) 第三者による本ソフトウェアの不正取得、本ソフトウェアが登録されているスマートフォン端末の盗難、紛失、破損、その他会員による管理不十分、利用上の過誤、第三者の利用によって会員が受けた損害
 - (2) 店頭での本サービス利用に際して発生した端末やアクセサリの破損、紛失によって会員が受けた損害

- (3) 通信回線提供会社に起因する不具合、端末の不具合及び本ソフトウェアがインストールされたアプリケーション等の不具合により、ポイントの積立やポイントの利用ができないことによって会員が受けた損害
- (4) 当社が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、本ソフトウェアの無断改変、不正アクセス、コンピュータウイルスの混入等が行われたことによって会員が受けた損害
- (5) 当社が推奨する本ソフトウェアのバージョンアップを行わなかったことによって会員が受けた損害
- (6) 本サービスで表示される内容が有効でないこと（広告やクーポンの有効期間が切れていること等を含みますが、これに限りません）又は本サービスにより表示されたクーポンや広告の商品が店頭になかったことにより会員が受けた損害
- (7) 本サービスに事実上又は法律上の瑕疵（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティ等に関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害等を含みますが、これらに限りません。）があったことによって会員が受けた損害
- (8) その他、当社の責に帰することのできない事由により発生した損害

第7条（個人情報等の取り扱い）

1. 当社及びポイントプログラム参加企業は、会員の個人情報又は個人関連情報（以下、個人情報と個人関連情報をあわせて「個人情報等」といいます。）を、本特約及び Ponta 会員規約等に従って適切に取り扱います。
2. 当社及びポイントプログラム参加企業は、次条に定める利用目的のため、Ponta 会員規約第二章第2条に定める個人情報等のほか、例えば、以下のような個人情報等につき保護措置を講じた上で適法かつ公正な手段により収集・利用します。
 - (1) 本ソフトウェアが導入されたアプリを利用・閲覧した場合の、デジタル Ponta カードの起動時の時間、広告の閲覧履歴、IP アドレス、端末情報(OS 種類、OS バージョン、製品名、型番等)、エラー情報等のデジタル Ponta カードに関する情報
3. 会員が使用する端末によっては、位置情報の取得の可否を確認されることがありますが、これは、会員が使用する端末の仕様によるものであり、本特約及び Ponta 会員規約等に基づく当社による位置情報の収集・利用に対する同意・不同意ではないため、位置情報の提供を拒んだ場合でも会員の退会事由にはあたりません。

第8条（個人情報等の利用目的）

当社及びポイントプログラム参加企業は、Ponta 会員規約第二章第3条に定める利用目的のために個人情報等を利用いたします。

第9条（個人情報等の提供）

当社及びポイントプログラム参加企業は、第8条に定める目的を達成するために必要な範囲内において第7条第2項各号記載の会員の個人情報等を書類の送付又は電子的若しくは電磁的な方法等により相互に提供します。当社とポイントプログラム参加企業は、本項に基づいて相互に提供しあう個人情報等について Ponta 会員規約第二章の定めに従って取り扱うことを協定しております。ポイントプログラム参加企業への会員の個人情報等の提供に関する事項の詳細及びポイントプログラム参加企業は、随時 Ponta のウェブサイト等にてご覧いただけます。

第10条（本特約の変更等）

1. 当社は、以下のいずれかに該当する場合に、法令に定める範囲内で本特約を変更できるものとします。
 - (1)本特約の変更が、お客様の一般の利益に適合するとき。
 - (2)本特約の変更が、本特約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 当社は、前項による本特約の変更内容を本ソフトウェア内または当社が運営するウェブサイトその他相当の方法で公表します。当該変更は、公表の際に定める原則として1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

第11条（会員による本サービスの利用の終了）

会員は、本ソフトウェアのインストールされたアプリケーションのアンインストールその他当社所定の手続きを行っていただくことにより、本サービスの利用を終了することができます。

<2015年7月7日制定>

<2022年4月1日改定>